

【改元についてのご案内】

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、元号名称変更が行われ、「平成」から新元号への変更が行われます。

つきましては、新元号への変更に伴う帳票・書式類について下記のとおり取扱います。

●「平成」が記載されている帳票・書式類のご使用について

改元後も「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただくことができます。そのままご使用いただく際には、平成「31」年と表記ください。

新元号に訂正する場合は、下記の通り「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。その場合の訂正印は原則として不要ですが、書類によっては取引印（場合により実印）による訂正をお願いすることもございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日

新元号へ訂正する場合 ：新元号
 ~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
 ※「1年」、「元年」どちらでも可
 ※訂正印の必要はありません

●「平成」が記載されている「手形・小切手」のご使用について

改元後も「平成」表記の手形・小切手用紙はそのままご使用いただくことができます。そのままご使用いただく際には、「平成」の文字を訂正いただくことが考えられますが、新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、金融機関はこれを新元号によるものと読み替えて取り扱うため、不渡となることはありません。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日

新元号へ訂正する場合 ：新元号
 ~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
 ※「1年」、「元年」どちらでも可
 ※訂正印の必要はありません

●改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点

改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。なお、新元号発表から改元までの間（2019年4月1日～2019年4月30日）に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも新元号表記に修正していただいてもどちらでも構いません。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日

新元号へ訂正する場合 ：新元号
 ~~平成~~ 1 年 5 月 7 日
 ※「1年」、「元年」どちらでも可
 ※訂正印の必要はありません